

議会運営委員会の概要

1 山形県議会定数等検討委員会の設置に係る発議（案）について

- ・加賀委員長から、別紙「山形県議会定数等検討委員会の設置について（案）」により、本日の本会議に提出することが諮られ、了承された。

2 山形県議会定数等検討委員会委員の選任について

- ・加賀委員長から、同委員会の委員について、別紙「山形県議会定数等検討委員会委員指名表」により、本日の本会議に提出することが諮られ、了承された。

3 山形県議会定数等検討委員会の開催について

- ・加賀委員長から、同委員会の第1回の委員会を、本日の本会議閉会後に開催し、正副委員長の互選を行うことについて提案があり、了承された。

4 常任委員会発議の意見書（案）について

5 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会発議の意見書（案）について

- ・政策調査室長から、別紙「軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書（案）」、「CSF（豚熱）ワクチン接種推奨地域への指定を求める意見書（案）」及び「新型コロナウイルス感染症対策の更なる強化を求める意見書（案）」について、説明があった。
- ・加賀委員長から、政策調査室長から説明のあった意見書案3件について、本日の本会議に提出することが諮られ、了承された。

6 発言の通告について

- ・加賀委員長から、今定例会では、コロナ関連対策の補正予算が、既に2回提案され、本日の閉会日に、更にコロナ関連対策の補正予算が提案されることとなっており、今後のコロナ関連対策予算として、非常に重要な案件であるので、会議規則に定める議事運営に従い、議案に係る知事説明後に、質疑を行うこととする旨の発言があった。
- ・加賀委員長から、別紙のとおり、奥山誠治議員、渡辺ゆり子議員から「発言通告書」

の提出があった旨の説明があり、今定例会限りの特例として、別紙「本日の本会議における質疑について（案）」のとおり、質疑時間、質疑順序、質疑回数を設定し、本日の本会議で質疑を行うことが諮られ、了承された。

7 議事日程第5号について

- ・ 議事調査課長から、「会議順序表」により、本日の議事日程等の説明があり、了承された。併せて、「議事日程（第5号）」、「発言通告及び発言要旨」、「常任委員会付託表」、「請願審査結果一覧表」、「継続審査請願審査結果一覧表」についても説明があった。

8 本日の常任委員会の開催及び出席要求対象者について

- ・ 議事調査課長から、本日の本会議休憩中に開催される関係常任委員会（総務、厚生環境）は、追加議案のみの審査となることから、執行部の出席要求職員は関係者のみとしたい旨の説明があり、了承された。また、文教公安・農林水産・商工労働観光の各常任委員会は、各常任委員長の申し出により、コロナ関連対策に係る調査を行うための常任委員会を開催し、執行部の出席要求職員は、コロナ関連対策についての調査に必要な関係者のみとしてはいかがかとの説明があり、了承された。

9 その他

- ・ なし

10 本日の開議時刻

- ・ 議会運営委員会休憩後、直ちに開議することとされた。

11 議運再開時刻

- ・ 議会運営委員会の再開時刻は、常任委員会終了後とし、放送をもってお知らせすることとされた。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和2年7月3日（金）

午前 10 時

- 1 山形県議会定数等検討委員会の設置に係る発議（案）について
- 2 山形県議会定数等検討委員会委員の選任について
- 3 山形県議会定数等検討委員会の開催について
- 4 常任委員会発議の意見書（案）について
- 5 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会発議の意見書（案）について
- 6 発言の通告について
- 7 議事日程第5号について
- 8 本日の常任委員会の開催及び出席要求対象者について
- 9 その他
- 10 本日の開議時刻
- 11 議運再開時刻

発議第 号

山形県議会定数等検討委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員8人をもって構成する山形県議会定数等検討委員会を設置する。
- 2 本委員会は、山形県議会議員の定数及び選挙区等について調査検討を行う。
- 3 本委員会は、閉会中も調査できるものとし、議会において調査終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和 年 月 日

山形県議会議長 金 澤 忠 一 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 加 賀 正 和

山形県議会定数等検討委員会委員指名表

令和2年7月3日（議席順による）

委員会名	所属委員名
山形県議会定数等 検討委員会 (8)	島津良平 石黒 覚 奥山誠治 小野幸作 木村忠三 伊藤重成 田澤伸一 志田英紀

意見書(案)

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

冬季観光の重要な柱であるスキー場関連産業の発展にこれまで貢献してきた軽油引取税の課税免除制度は、令和3年3月末までの時限措置となっている。

軽油引取税の課税免除措置は、道路の利用に直接関連しない機械等に使われる軽油について設けられたもので、本県の基盤産業である農林水産業のみならず、索道、船舶、鉄道、製造業など幅広い事業において認められてきたところである。

スキー場関連産業では、スキー場の運営にあたって索道事業者が使用するゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が課税免除措置の対象となっており、この措置が廃止されれば、関係事業者の経営が圧迫され、ひいては地域の観光振興及び地域経済に悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、令和3年4月以降も軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

山形県議会議長 金澤 忠一

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会総務常任委員長 榎津 博士

意見書(案)

C S F (豚熱) ワクチン接種推奨地域への指定を求める意見書

平成30年9月、国内では26年ぶりとなるC S Fが岐阜県の養豚場で発生してから、これまで1府9県において、計58例の発生が確認されている。

また、1府15県では、野生いのししからC S Fの陽性事例が確認されており、農場へのウイルスの侵入に野生いのししが大きく関与していることが示唆されるなど、豚や野生いのしし等に対する感染拡大防止対策が急務となった。

こうした中、国においては、令和元年10月に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部を改正し、C S Fの感染リスクが高い地域での豚等への予防ワクチンの接種を開始しているが、ワクチンを接種するためには、農林水産大臣からワクチン接種推奨地域に指定されることが条件となっている。

本県では、今年4月24日、隣接する新潟県において、野生いのしし2頭の陽性が確認され、C S Fウイルスの侵入が懸念されたが、新潟県の感染確認場所と県境が大きく離れること等の環境要因から、ワクチン接種推奨地域への指定が見送られた。

しかしながら、一旦、県内の養豚場でC S Fが発生すれば、養豚農家及び養豚関係事業者などへ甚大な被害をもたらすことから、早期に豚等に対してワクチンを接種し、C S Fの発生を予防する必要がある。

よって、国においては、本県でもC S Fワクチンを早期に接種できるようにするため、本県をワクチン接種推奨地域へ指定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
農 林 水 産 大 臣
あて

山形県議会議長 金 澤 忠 一

以上、発議する。

令和 年 月 日

提 出 者 山形県議会農林水産常任委員長 松 田 敏 男

意見書(案)

新型コロナウイルス感染症対策の更なる強化を求める意見書

本県では、3月31日に新型コロナウイルスへ感染の第1例が発生して以来、これまで69例の感染が確認されている。

このような中、本県議会は、4月24日、知事に対し新型コロナウイルス感染症から県民の生命と暮らしを守るために緊急に講ずべき7項目にわたる提言を行ったほか、4月臨時会においては、新型コロナウイルスへの感染の状況と対策を調査することを目的に特別委員会を設置し、また、医療従事者をはじめ新型コロナウイルス対策に携わっている全ての人々に対し敬意と感謝の意を表し、その活動を全面的に支える議会活動を展開していく旨の決議を全会一致で可決した。

現在は、5月25日の緊急事態宣言解除を受け、また、6月19日には都道府県を跨いだ移動制限も解除されたことから徐々に経済活動も再開されているが、感染防止の有効な治療法やワクチンが開発されていない中、本県では、例年観光客で活気づく「観光果樹園」のさくらんぼ狩りの営業の一部が自粛に追い込まれ、また、「米沢上杉まつり」、「やまがた花笠まつり」、「新庄まつり」等の中止が余儀なくされるなど観光業が大きなダメージを受けているほか、本県の基盤産業である農林水産業など各分野においても経営状況や雇用環境が急速に悪化しているなど、県内経済は危機的な状況であり回復への道筋が見通せない状況にある。

よって、国においては、より確実な感染抑止対策と社会経済活動の両立のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 今後を見据えた保健・医療体制の強化について
 - (1) 感染拡大を防止する上で最も重要な治療薬及びワクチンの開発に国主導のもと全力で取り組み、一刻も早い実用化と普及を図ること。
 - (2) 地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかな感染症対策を円滑に実施することができるよう、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」などの支援策については、用途を幅広く設定したうえで事業に要する経費の総額を支援すること。
 - (3) コロナ禍により経営が悪化している公立病院を含めた地域医療機関を支援するとともに、地域医療体制を堅持するための支援策を講じること。また、一般病棟をコロナ感染者用の病床に転用が可能となるよう陰圧等の設備整備等を支援すること。
 - (4) 保健所機能を充実・強化し、迅速なPCR検査等が可能となる体制整備を図ること。
- 2 第2波、第3波の感染拡大を防ぐための備えについて
 - (1) 感染拡大の第1波を迅速に抑えることに成功・失敗した国・地域の医療体制や住民の行動制限等の政策について十分研究し、第2波、第3波の拡大に備え万全の対策を講じること。
 - (2) 感染拡大の第2波、第3波の襲来があった場合、政府の緊急事態宣言に伴う休業要請に中小企業・小規模事業者も安心して協力できるよう損失補償を制度化し、経済活動の回復状況に応じた迅速な支援を講じること。
 - (3) 感染拡大等の非常事態時における国の責務及び役割の明確化等必要な法整備を行うこと。
- 3 コロナ禍を契機とした大都市集中から地方分散への転換について
 - (1) 今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響によるテレワークやオンライン会議の普及を契機に、人口が密集し感染リスクの高い東京圏をはじめとした大都市圏から

地方への移住、官庁や企業の機能分散を一層促進すること。

(2) 大都市圏からの移住、官庁や企業の機能分散を推進するため、その基盤となる高速道路をはじめとする高速交通網の整備や国土強靱化を加速すること。

4 学びを支えるための教育へのICT活用の推進について

(1) 新型コロナウイルス感染症等の非常時における児童・生徒の学習機会を確保するため、在宅でのオンライン学習に対応可能な通信環境の整備、教員のICT研修の充実など教育へのICT活用を一層促進すること。また、長期の臨時休業時の特例的な措置として、指導計画に沿ったICTを活用した家庭学習を授業として扱うこと。

(2) GIGAスクール構想の実現に向け、地方財政措置を含めた十分な予算を確保すること。

5 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業、小規模事業者等への支援について

(1) 中小企業・小規模事業者や個人事業主において、売上が激減する一方で固定経費は支出しなければならないことにより、事業の継続が厳しい状況になっていることから、税や社会保険料などの固定経費負担を軽減する直接的な支援や粗利補償など一層の事業継続支援を実施すること。

(2) 住宅着工の落ち込みにより、住宅関連の小規模、零細事業者への影響が懸念されることから、リフォームを含めた建築需要の喚起施策を講じること。

(3) 国内におけるリスク分散の観点から、サプライチェーンの強靱化に向けた生産拠点の各地方への分散配置を進めるとともに、企業の本社機能や人材の地方移転を加速するなど、地方分散型の産業構造への転換を進めるため、総合的な支援制度を創設すること。

(4) 感染症の影響が長期化する中、地方の中堅企業の運転資金に対する資金繰り支援や資本金劣後ローン、ファンドについて充実を図ること。

(5) 雇用維持のための雇用調整助成金の緊急対応期間の再延長や申請手続きの更なる簡素化、支給の迅速化に対応すること。また、セーフティーネットとしての公共職業訓練の強化を図るなど、労働者保護行政の充実に努めること。

(6) インバウンド客の受入れにあたって安全性を担保できるよう、検査体制の拡充など水際での対策をしっかりと行うこと。また、新型コロナウイルスの封じ込めに成功し、かつ出国時の検査体制が整っている国から渡航制限を緩和すること。

(7) 観光需要の喚起を促すキャンペーンの実施にあたっては、各県に財源を分配し、実情のわかる地方自らが効果のある企画・運用ができるようにするなど、全国に効果が及ぶような制度設計を行うこと。また、観光客を呼び込むためのPR経費の財源措置も行うこと。

(8) 観光需要が以前の水準に回復するには相当の時間がかかることから、回復基調をつくりあげていくための東北地方単位による「観光基金」を創設するなど長期的支援を行うこと。また、東北周遊のグリーンツーリズムを企画するなど、地方への誘客を図ること。

6 国民の命を支える農林水産業の持続について

(1) パンデミックが継続した際、外国からの輸入による食糧確保が困難となる恐れがあるため飼料作物の安定生産をはじめ、食料自給率を上げる取組みを推進すること。

(2) 価格の下落が著しい花きや牛肉、高級魚を中心とした水産物への価格安定対策を講じること。

7 正確な情報発信と感染者、医療従事者等の人権や風評被害への配慮について

(1) 新型コロナウイルスに対し「正しく恐れる」賢明な行動をとることができるよう、感染の状況等について正確な情報の収集を図り、求められる行動変容や新しい生活様式等を含め、分かりやすく、正確な情報発信を行うこと。

(2) 感染者やその家族、医療従事者等に対するいわれなき偏見や差別が生じることのないよう、人権や風評被害に配慮した対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 　あて
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
経済再生担当大臣

山形県議会議長　金澤忠一

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者　山形県議会新型コロナウイルス感染症対策特別委員長
森田　廣

令和2年7月3日

山形県議会議長 金澤 忠一 殿

山形県議会議員 奥山誠治

発 言 通 告 書

今回の県議会において、次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	① 質疑 ・ 代表質問 ・ 一般質問 ・ 緊急質問 ・ 討 論 ・ 一身上の弁明	
発言の要旨(討論の場合は反対、賛成の別を記載すること)	答 弁 者	
1. 令和2年度山形県一般会計補正予算(第4号) について、 (要 旨) 提出経緯等について、	知事 健康福祉 部長	
2. (要 旨)		

令和2年7月3日

山形県議会議長 金澤 忠一 殿

山形県議会議員 渡辺やり子

発 言 通 告 書

今回の県議会において、次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	(質疑) 代表質問・一般質問・緊急質問・討論・一身上の弁明	
発言の要旨(討論の場合は反対、賛成の別を記載すること)	答 弁 者	
1. 令和2年度山形県一般会計補正予算(第4号)の趣旨(要旨)について 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療機関の経営実態の把握と受け止め 補正予算提案に到った理由	知事	
2. (要旨)		

令和2年7月3日

本日の本会議における質疑について（案）

1 質疑時間

質疑者一人当たりの質疑時間は答弁を含めず、次のとおりとする。

自由民主党 10分以内

日本共産党山形県議団 3分以内

2 質疑順序

自由民主党、日本共産党山形県議団の順とする。

※ 山形県議会先例集 27-2

各会期における質疑質問者の数、氏名、発言順序及び質疑質問時間は、その都度、議会運営委員会において決めるのを例とする。

3 質疑の回数（山形県議会会議規則 第54条）

質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。
（再質問、再々質問まで）

会 議 順 序 表

[議事日程第5号]

令和2年7月3日(金)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法																	
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第5号、その他)																		
2	< 開 議 > ○ 諸般の報告 (追加議案等の送付)																		
3	○ 議案上程 (議第108号) ○ 知事説明 ○ 質疑 32番 奥山誠治 議員 23番 渡辺ゆり子 議員 ○ 関係常任委員会付託 (議第108号)																		
4	○ 休憩中の日程 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">時 間</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">委 員 会 名</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">休 憩 宣 告 後</td> <td>総務常任委員会</td> <td>第1委員会室</td> </tr> <tr> <td>文教公安常任委員会</td> <td>第2委員会室</td> </tr> <tr> <td>厚生環境常任委員会</td> <td>第6委員会室</td> </tr> <tr> <td>農林水産常任委員会</td> <td>第5委員会室</td> </tr> <tr> <td>商工労働観光常任委員会</td> <td>第4委員会室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係常任委員会終了後</td> <td>議会運営委員会</td> <td>議会運営委員会室</td> </tr> </tbody> </table>	時 間	委 員 会 名	場 所	休 憩 宣 告 後	総務常任委員会	第1委員会室	文教公安常任委員会	第2委員会室	厚生環境常任委員会	第6委員会室	農林水産常任委員会	第5委員会室	商工労働観光常任委員会	第4委員会室	関係常任委員会終了後	議会運営委員会	議会運営委員会室	
時 間	委 員 会 名	場 所																	
休 憩 宣 告 後	総務常任委員会	第1委員会室																	
	文教公安常任委員会	第2委員会室																	
	厚生環境常任委員会	第6委員会室																	
	農林水産常任委員会	第5委員会室																	
	商工労働観光常任委員会	第4委員会室																	
関係常任委員会終了後	議会運営委員会	議会運営委員会室																	

<p>5</p>	<p>< 再開 > ※以下、関係常任委員会終了後の 議会運営委員会において再度協議</p> <p>○ 議案及び請願上程 (議第87号から議第104号まで及び議第106号から議第108号 までの21件並びに請願)</p> <p>○ 常任委員長報告 文 教 公 安 常任委員長 厚 生 環 境 常任委員長 農 林 水 産 常任委員長 商 工 労 働 観 光 常任委員長 建 設 常任委員長 総 務 常任委員長</p> <p>○ 議案採決 (議第87号から議第104号まで及び議第106号から議第108号 までの21議案)</p> <p>○ 請願採決</p>	<p>簡 易</p>
<p>6</p>	<p>○ 山形県議会定数等検討委員会の設置についての発議案上程・採決 (発議第11号)</p> <p>○ 山形県議会定数等検討委員会委員の選任について (日程追加)</p>	<p>簡 易</p>
<p>7</p>	<p>○ 意見書案上程・採決 (発議第12号から発議第14号までの3件)</p> <p>< 閉会 ></p>	<p>簡 易</p>

議 事 日 程 (第 5 号)

令和2年7月3日(金) 午前10時開議

- | | | |
|------|--------|-------------------------------------------------|
| 第 1 | 議第108号 | 令和2年度山形県一般会計補正予算 (第4号) |
| 第 2 | 議第 87号 | 令和2年度山形県一般会計補正予算 (第2号) |
| 第 3 | 議第 88号 | 令和2年度山形県病院事業会計補正予算 (第2号) |
| 第 4 | 議第 89号 | 山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の設定について |
| 第 5 | 議第 90号 | 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 6 | 議第 91号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 議第 92号 | 山形県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例の設定について |
| 第 8 | 議第 93号 | 山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第 9 | 議第 94号 | 山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 10 | 議第 95号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 11 | 議第 96号 | 一般国道287号道路改築事業米沢北バイパス橋梁 (仮称) 桁製作架設工事請負契約の締結について |
| 第 12 | 議第 97号 | 山形県立庄内総合高等学校特別教室棟改築 (建築) 工事請負契約の締結について |
| 第 13 | 議第 98号 | 除雪機械の取得について |
| 第 14 | 議第 99号 | 除雪機械の取得について |
| 第 15 | 議第100号 | 除雪機械の取得について |
| 第 16 | 議第101号 | 排水ポンプパッケージの取得について |
| 第 17 | 議第102号 | 化学消防車の取得について |
| 第 18 | 議第103号 | 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る額について |
| 第 19 | 議第104号 | 県道路線の廃止について |
| 第 20 | 議第106号 | 令和2年度山形県一般会計補正予算 (第3号) |
| 第 21 | 議第107号 | 令和2年度山形県病院事業会計補正予算 (第3号) |
| 第 22 | 請願 | |
| 第 23 | 発議第11号 | 山形県議会定数等検討委員会の設置について |
| 第 24 | 発議第12号 | 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書 |
| 第 25 | 発議第13号 | C S F (豚熱) ワクチン接種推奨地域への指定を求める意見書 |
| 第 26 | 発議第14号 | 新型コロナウイルス感染症対策の更なる強化を求める意見書 |

発 言 通 告 及 び 発 言 要 旨

令和2年6月定例会

月 日	通告 順序	議席 番号	氏 名	要 旨	答 弁 者
7.3 (金)	1	32	奥 山 誠 治	1 令和2年度山形県一般会計補正予算(第4号)について (要旨) 提出経緯等について	知事 健康福祉部長
	2	23	渡 辺 ゆり子	1 令和2年度山形県一般会計補正予算(第4号)の趣旨について (要旨) 新型コロナウイルス感染の影響を受けた医療機関の経営実態の把握と受けとめ 補正予算提案に至った理由	知事

常 任 委 員 会 付 託 表

(令和2年6月定例会)

委員会名	件 名
総 務	議第108号 令和2年度山形県一般会計補正予算（第4号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳入全部
厚生環境	議第108号 令和2年度山形県一般会計補正予算（第4号）中 1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第4款衛生費

請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和2年6月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	12	2.5.20	総務	免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について	山形市蔵王温泉字土合 790-1 東北索道協会山形地区部会 部会長 斉藤 長右衛門	遠藤(寛)、遠藤(和)、 奥山、森田	採択	意見書提出
〃	13	2.6.15	農林水産	CSF(豚熱)ワクチン接種推奨地域への指定について	東田川郡庄内町家根合字中荒田 21 番地の 2 庄内食肉公社利用者協議会 会長 新田 嘉一	梶原、田澤、森田、 星川	採択	意見書提出
〃	14	2.6.16	文教公安	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算の拡充について	山形市木の実町12番37号大手門パルズ内 山形県教職員組合 執行委員長 佐藤 敏幸	松田、青柳、石黒、 高橋(啓)	継続審査	
〃	15	2.6.16	商工労働観光	山形地方最低賃金の改善を求める意見書の提出について	山形市木の実町12番37号 日本労働組合総連合山形県連合会 会長 小口 裕之	松田、青柳、石黒、 高橋(啓)	継続審査	

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
総務	1	1			
文教公安	1			1	
農林水産	1	1			
商工労働観光	1			1	
計	4	2		2	

継 続 審 査 請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和2年6月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	6	元.12.3	総務	2020年度県予算における、私学助成関係予算の拡充について	山形市上町一丁目9-17 山形県私学助成をすすめる会 代表 渡邊 誠一	関、菊池（文）、 松田、青柳、石黒、 高橋（啓）	撤回	
〃	8	元.12.3	厚生環境	山形県立保健医療大学への柔道整復科の設置について	米沢市泉町一丁目1番34号 協同組合日本接骨師会山形県接骨師会 会長 吉田 謙悟	菊池（文）、木村	継続審査	
〃	9	元.12.3	厚生環境	介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出について	山形市青田南6番28号 山形県医療労働組合連合会 執行委員長 渡辺 勇仁	関、松田、石黒、 高橋（啓）	継続審査	
〃	10	元.12.3	厚生環境	看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出について	山形市青田南6番28号 山形県医療労働組合連合会 執行委員長 渡辺 勇仁	関、松田、石黒、 高橋（啓）	継続審査	

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
総務	1				1
厚生環境	3			3	
計	4			3	1